様式第九号（第十条の六関係）　　令和　６年　５月１４日　　５環多廃更第５７０号

許可番号　第１３－２０－０２８２０３号

産業廃棄物処分業許可証

優良

住　所　　東京都稲城市大丸１４６２番地２

氏　名　　株式会社川上商店
代表取締役　有田　一成

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第１４条第６項　の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事　小池百合子

許可の年月日　　令和　６年　５月２６日

許可の有効年月日　　令和１３年　５月２５日

再複写無効
NO COPY

１　事業の範囲
（１）業の区分：中間処理

（２）処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類
破　　砕　：　ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

（以上２種類）

２　事業の用に供する施設
施設所在地：東京都稲城市大丸１４６２番９

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破　砕	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	――	2,160 t/日	平成7年5月1日	産施第51026号	平成13年2月1日
	がれき類	――				

３　許可の条件
（１）破砕の作業時間は、原則として８時から１７時までとすること。
（２）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
（３）中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

４　許可の更新・変更の状況
平成　7年　5月　26日　新規許可
令和　6年　5月　26日　更新許可　第　5　回

５　規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　無

（以下余白）

産廃エキスパート　　都認定番号：6－23－C0028

このマークは東京都の優良認定事業者のマークです。

東京都